令和８年度（２０２６年度）

柏崎市除雪計画



THE★ALL
かしわざき

柏崎市都市整備部

もくじ

１．目的　・・・　１

２．除雪計画期間　・・・　２

３．車道除雪・歩道除雪　・・・　３～４

４．車道除雪目標　・・・　５～６

５．車道除雪出動基準　・・・　７～１０

６．歩道除雪　・・・　１１

７．雪捨て場の利用　・・・　１２

８．市民の皆さまへのお願い　・・・　１３

９．補助制度・支援制度　・・・　１４～１５

１０．お問い合わせ先　・・・　１６

１１．除雪路線図　・・・　１７～１８

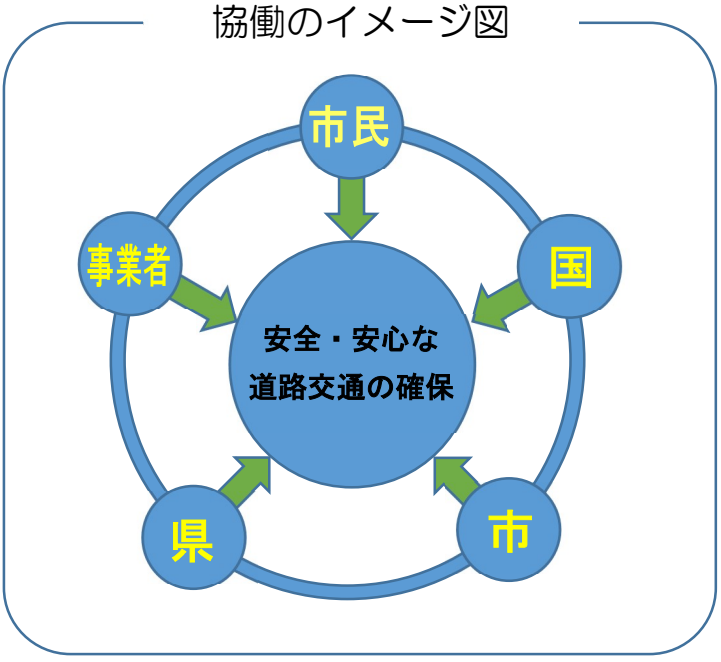
１．目　的

本市では、冬期間における安全で安心な道路交通の確保を目的に、『柏崎市除雪計画』を策定しています。

しかし、除雪機械の能力を超える記録的な豪雪や短期集中的な降雪が発生すると、目標としている除排雪作業の実施が困難となります。

このような状況下でも、快適な市民生活と社会経済活動を維持するため、道路管理者である国・県・市の連携・協力はもとより、除雪事業者や市民の皆さまとの協働により、安全で安心な道路交通を確保することを目的としています。

協働のイメージ図



２．除雪計画期間

除雪計画期間は、次のとおりです。

令和８（２０２６）年１２月　１日（火曜日）から
令和９（２０２７）年　３月２０日（土曜日）まで

ただし、中山間地の地区は、次のとおりです。

高柳・南鯖石・鵜川・野田・別俣地区
令和８（２０２６）年１２月　１日（火曜日）から
令和９（２０２７）年　３月３１日（水曜日）まで



３．車道除雪・歩道除雪

車道除雪

◆　除雪を実施する路線は、機械除雪が可能な路線で、第１種除雪路線から第３種除雪路線に区分し実施します。また、車道除雪は、早朝（翌朝７時まで）の除雪完了を目標としていますが、**降雪状況によっては、間に合わない場合がありますので**、ご理解ください。

また、昼間の除雪も実施する場合があります。



◆　第３種除雪路線は、数回の除雪作業で堆積した雪によりカーポートや塀などに損傷を与えると判断した場合、除雪を実施できないことがあります。この場合は、町内会等において道路除排雪費補助制度（１４ページ）をご利用の上、除排雪作業をお願いします。



歩道除雪

◆　歩道除雪は、通学路を中心に歩行者が多い路線を、地域、学校、国・県・市で調整し、「雪みち計画（歩道除雪計画）」を策定しています。

◆　除雪を実施する路線は、機械除雪が可能な路線で、Ａ水準からＣ水準に区分し実施します。



４．車道除雪目標

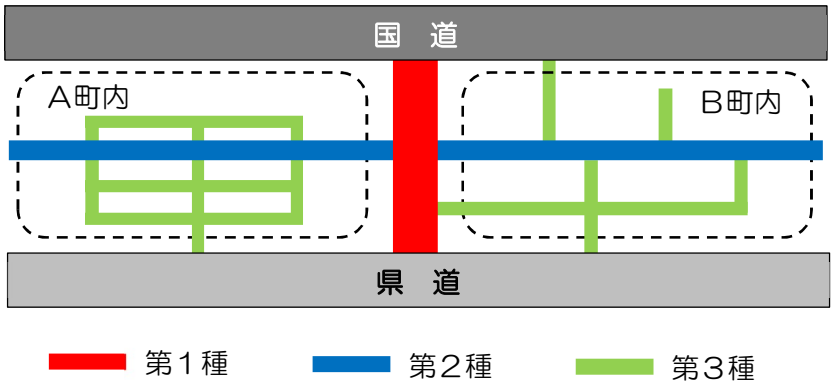
◆　車道除雪目標は、第１種除雪路線から第３種除雪路線に区分されます。また、『平常時』と『緊急時』では除雪の手順が異なります。平常時の実施延長は、６４６ｋｍで、このうち緊急時は、６６ｋｍの路線を優先して確保します。

平常時

◆　平常時の除雪路線は、その路線の交通量、医療機関、学校、行政機関などの条件によって、次の区分に分類し、除雪目標を設定しています。

区　分	適用基準	除雪目標
第１種除雪路線（１２４ｋｍ）	通勤通学道路及び国県道に通じる道路で、交通量の多い主要道路	２車線以上を確保する。
第２種除雪路線（１３６ｋｍ）	比較的交通量が多く、第１種についで重要な道路	１車線を確保し、所々に待避所を設ける。
第３種除雪路線（３８６ｋｍ）	機械除雪が可能な生活道路及び道路幅はあるが交通量の少ない道路	１車線を確保する。（状況によっては除雪を実施できない場合がある。）

除雪路線のイメージ図



緊急時

◆　緊急時とは、連続異常降雪※があり、柏崎市防災計画に基づき豪雪警戒本部、又は豪雪対策本部が設置され、平常時による対応が困難と判断した場合をいいます。

※　連続異常降雪とは、２４時間の降雪量が５０ｃｍ以上となった場合をいいます。

◆　緊急時は、新潟県が指定した緊急確保路線と連携し、緊急車両や物流の通行確保のため、優先的に除雪を実施します。

◆　緊急確保路線は、次のとおり実施します。

区　分	適用基準	除雪目標
緊急確保路線 （６６ｋｍ）	緊急車両や物流の確保を優先させるため、第１種除雪路線のうち市があらかじめ指定した路線	２車線以上を確保する。

緊急時は、緊急確保路線を優先的に除雪するため、その他の路線の除雪が遅れたり、除雪できないことがあります。

５．車道除雪出動基準

車道除雪の出動基準は、分類ごとに次のとおりです。

新雪除雪の出動基準

新雪除雪は、降り積もった道路上の新雪を、除雪ドーザや除雪グレーダーなどの除雪機械で道路脇に寄せて除雪する作業です。



◆　積雪量が降雪状況や気象情報により、翌朝 7 時までに１０ｃｍ以上予想されるとき。

◆　連続降雪により積雪が１０ｃｍを超え、道路交通確保が必要となったとき。

路面整正の出動基準

路面整正は、路面に残された雪の凸凹やわだちなどを、除雪ドーザや除雪グレーダーなどにより削り取って路面を平坦にし、削り取った雪を道路脇に寄せる作業です。

◆　路面に残された雪の凸凹やわだちが多く、交通の支障となるおそれがあるとき。

◆　連続した降雪などにより、圧雪が１０ｃｍを超えるおそれがあるとき。

圧雪処理の出動基準

圧雪処理は、通常の除雪では取り除けない路面上に発生した圧雪を、除雪ドーザや除雪グレーダーなどで除去または削り取る作業です。路面整正と比べ、比較的長時間の作業となります。



◆　気温の上昇、チェーン装着車の通行などによって、圧雪の形状・性質などが変わり、極端な凸凹が生じて交通障害の原因となるおそれがあるとき。

拡幅除雪の出動基準

拡幅除雪は、除雪ドーザなどで道路脇に寄せた雪でできた雪壁を、ロータリー除雪車などで掻き取って雪壁の上に積み上げたり、道路の外側に投雪し、道路幅を拡幅する作業です。



◆　連続した除雪作業で道路脇の雪壁が大きくなり、必要な道路幅の確保が困難となったとき。

排雪の出動基準

排雪は、拡幅除雪などが困難となった場合に、道路上に残った雪をダンプトラックなどで運び出す作業です。

◆　第１種、第２種除雪路線の除雪を実施する上で、堆雪スペースの確保ができず、除雪目標である車線の確保が困難となったとき、または、交通・保安・消防・救急活動に支障が生じるおそれがあるとき。

排雪により交通状況に大きな支障が生じるおそれがある場合は、関係機関（警察署、消防署、バス会社、地元町内会など）と連携・調整し、通行止め等の措置を行うなど、速やかに排雪を実施します。

凍結防止剤散布の出動基準

凍結防止剤散布は、路面上の凍結を防ぐため、凍結防止剤を散布する作業です。

◆　交差点、カーブ、橋りょう、急な坂道など、市が指定した路線の路面凍結により、スリップ事故が発生するおそれがあるとき。

◆　パトロール車などの巡回の際に、危険な箇所を発見したとき。

路面の凍結が著しく局部的な場所には、仮設の凍結防止剤置場を設置し、人力によって散布を実施します。



６．歩道除雪

歩道除雪は、次の除雪区分と除雪基準により出動します。

◆　歩道除雪区分

除雪水準	呼　称	内　　容
Ａ	早朝除雪	早朝（通勤通学前）、昼夜を問わず必要な時に行う。
Ｂ	昼間除雪	昼間、必要な時に行う。（早朝、深夜は除雪しない。）
Ｃ	連続降雪後除雪	２～３日程度の連続降雪が落ち着いた後、車道除雪に余裕が出たときに行う。

◆　歩道除雪基準

項　目	内　　容
出動基準	歩道上に２０ｃｍ以上の積雪が予想されるとき。
除雪の幅	１．０ｍ以上を標準とする。
確保状況	長靴又は防寒靴で歩行が可能なこと。 （自転車は対象としない。）
確保基準	除雪後の積雪の深さ５ｃｍを基準とする。除雪工法からやむを得ない場合は、１０ｃｍ以下とする。 （圧雪が形成され、歩行に支障のない場合は、圧雪面からの積雪の深さとする。）

◆　歩道除雪を実施する上で、堆雪スペースの確保が困難となったときは、排雪を実施します。

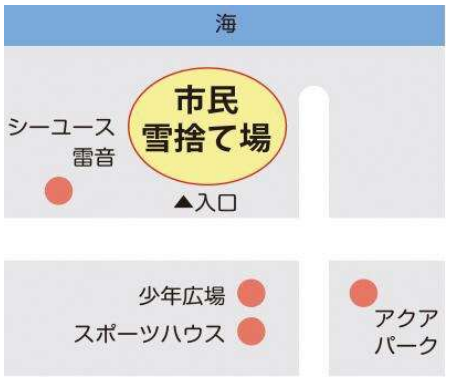
7．雪捨て場の利用

◆　除排雪作業を円滑に実施できるよう、雪捨て場を開設します。

◆　雪捨て場へ排雪できるものは、次のものに限ります。

・道路の交通確保のための排雪
・公共、民間の駐車場確保のための排雪
・町内会などが一斉に実施する屋根の雪下ろしによる排雪

◆　雪捨て場は、中央海岸（シーユース雷音となりの海浜）となります。また、指定区域は柵・スノーポール・ロープなどで区画した範囲内となります。





◆　利用時間は、午前９時から午後５時までです。（上記時間以外は、原則使用不可となります。）

◆　排雪の際は、事前に利用届（※1）を市役所道路維持課へ提出してください。なお、排雪を事業者委託する場合などは、手続きの事業者代行が可能です。

【注意事項】
・土砂、ごみ、危険物などは混入しないでください。
・排雪時間は厳守してください。
・指定区域以外に排雪しないでください。
・場内係員の指示に従って作業してください。
・交通渋滞を起こさないよう、運搬ルートを選定してください。

※1＝申請書類は、市のホームページに掲載しています。

８．市民の皆さまへのお願い

道路への雪出しはおやめください。

敷地内の雪を道路に出すと、通行が妨げられ、事故や渋滞が発生するおそれがありますのでおやめください。ただし、屋根の雪下ろしなどでやむを得ず道路に雪を出す場合は、町内会が主体となり一斉に実施してください。また、交通の支障とならないようすぐに排雪処理を実施してください。（１４ページ　道路除排雪費補助制度をご利用ください。）

玄関前、車庫前の雪処理のお願い

除雪車は、道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前を塞ぐことなく除雪することは技術的に困難です。除雪車が通過した後の雪処理は、各家庭、事業者、町内会などで実施していただきますようご協力をお願いします。

河川、水路などへの投雪はおやめください。

河川や水路に投雪すると、水の流れが堰き止められ、上流で水上がりの被害が発生します。マンホールや雨水桝も同様ですので投雪はおやめください。

路上駐車はおやめください。

路上駐車や歩道上に駐車すると、除雪作業の妨げになりますのでおやめください。

除雪車に近寄らないでください。【人身事故に遭う】

除雪車は大型で運転席からの見通しが悪く、巻き込み事故などの危険があります。**除雪車には絶対に近寄らない**でください。

また、**除雪車両を止めて運転手と直接話をしない**でください。除雪が間に合わなくなります。要望等は市役所へ連絡をお願いします。

庭木のせん定と倒木のおそれがある樹木の伐採。

道路上に伸びた庭木などが雪の重みにより通行車両と接触し、重大な事故を引き起こすおそれがありますので、庭木のせん定をお願いします。

私有地の樹木が市道へ倒れると通行の支障となり、除雪作業ができなくなりますので、倒木のおそれがある樹木は伐採をお願いします。

塀などの構造物には、赤い旗など目印をつけましょう。

積雪により、塀などの構造物が見えにくくなる場合があります。除雪により破損のおそれがある構造物は、事前に撤去・補強するか、赤い旗など目印の設置をお願いします。

９．補助制度・支援制度

雪の処理にお困りの皆さまへ補助制度・支援制度をご紹介します。必要な方はご利用ください。

狭い道路を除雪する方への補助

名　称	概　　要	補助率	お問合せ先
道路除排雪費補助 ※1	道路幅が狭いため、市で機械除雪ができない道路を町内会などが除排雪する場合、かかった費用の一部を補助します。	７５％	都市整備部 道路維持課 ☎ 21-2283 FAX 23-5116
小型除雪機械 整備事業補助 ※1，※2	町内会または地域に住む３世帯以上で構成する組合の小型除雪機械購入費の一部を補助します。	５０％	

※1申請書類は、市のホームページに掲載しています。なお、道路除排雪費補助における道路除排雪計画書および小型除雪機械整備事業補助における小型除雪機械整備事業補助金交付申請書は、市のホームページからオンライン申請を行うことが出来ます。

※2今年度の受け付けは終了しました（４～８月受け付け）。

克雪住宅・命綱固定アンカーを整備する方への補助

名　称	概　　要	補助限度額	お問合せ先
克雪すまいづくり 支援事業 ※3 ※補助対象地区は、北鯖石・田尻・高田・中通・上米山・上条・中鯖石・南鯖石・別俣・野田・鵜川・北条・高柳町地区です。	屋根の雪下ろしを不要にしたい 個人住宅の克雪化工事費用の一部を補助します。事前に申請手続きが必要です。	融雪式住宅　４４万円（要援護世帯　５５万円）、その他の克雪住宅　３３万円（要援護世帯　４４万円）	都市整備部 建築住宅課 ☎ 21-2291 FAX 23-5116
	屋根の雪下ろしを安全に行いたい 住宅屋根に命綱固定アンカーを設置する費用の一部を補助します。 ※事業者に依頼する場合も設置が必要です。	要援護世帯 最大２７万円 要援護世帯以外 最大１５万円	

※3今年度の受け付けは１１月末日で終了します（例年４～１１月受け付け）。

町内会等が行う除雪支援への補助

名　称	概　　要	補助限度額	お問合せ先
地域で支え合う除雪支援事業	自ら雪処理を行うことが困難な世帯に、町内会等の住民が行う自主的な除雪作業を支援します。	１町内会等につき上限１０万円（豪雪時は２０万円）	市民生活部 市民活動支援課 ☎ 43-9127 FAX 22-5904

高齢者など要援護世帯への補助

名　称	概　　要	補助率	お問合せ先
高齢者世帯等除雪費助成事業	雪下ろし作業にかかった費用の一部を助成します。対象は、次の全ての条件を満たす６５歳以上の高齢者のみの世帯や障がいのある方のみの世帯など ①自力での雪下ろしができない ②市内に居住する家族・親族の支援が受けられない ③世帯員全員の市民税が非課税または均等割課税である ※事前に手続きが必要です。	１回の作業につき、かかった費用の 80%（上限２万円）	福祉保健部 介護高齢課 ☎ 21-2228 FAX 21-4700

※変更・休止または、補助額が上限に達している場合がありますので、ご活用の際は、必ず実施主体へお問い合わせをお願いします。

１０．お問い合わせ先

道路除雪に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

市道

柏崎市

都市整備部　道路維持課

☎　２１－２２８３　　FAX　２３－５１１６

国道８号、１１６号

国土交通省

長岡国道事務所　柏崎維持出張所

☎　２２－２１５９　　FAX　２３－８３６５

市道と国道８号、１１６号以外の国道・県道

新潟県柏崎地域振興局

地域整備部　維持管理課

☎　２１－６３２４　　FAX　２４－０３４６

１１．除雪路線図

市では、除雪路線を『まちナビ柏崎』で公開しています。路線をクリックすることで、車道除雪路線（第１種～第３種除雪路線）、緊急確保路線、歩道除雪路線、消雪パイプ路線を確認できます。

※　システムの利用に係る通信料は自己負担になります。

パソコンなどからの確認方法

①　柏崎市公式ホームページのキーワードや検索サイトで『まちナビ柏崎』と入力して検索。

②　検索語に表示される『まちナビ柏崎のご利用案内』クリック。

③　『まちナビ柏崎のご利用案内』に移動したら、中段の『まちナビ柏崎マップ一覧』の『道路』をクリック。

④　『まちナビ柏崎　道路』のトップ画面に移動したら、『除雪路線図』のタブをクリック。

『まちナビ柏崎　道路』トップ画面



スマートフォンやタブレットなどからの確認方法

◆　次のＱＲコードをスマートフォンやタブレットなどのカメラ機能により読み込んでください。

【まちナビ柏崎ＱＲコード】

『まちナビ柏崎　道路』トップ画面



◆　目的の場所を拡大し、除雪路線をタップすると、路線種別、路線名、除雪路線延長などが確認できます。

■除雪に関して　【よくあるご質問　Ｑ＆Ａ】

【市道除雪について】

Ｑ１：玄関・車庫前に雪を置いて行かれた。

Ａ１：市の除雪は道路上の雪を道路脇にかき分ける除雪を基本としています。このため、間口や車庫前に雪が入りやすく、これを入らないように除雪することはできません。間口や車庫前に残る雪については、各家庭・事業所で処理していただくよう、ご協力をお願いします。

Ｑ２：除雪車の順路を変更できないか？

Ａ２：市道の除雪順路については、委託した除雪業者が効率よく除雪ができるように決定したもので変更できません。除雪車１台あたりの除雪距離も長く、路線全体を効率的に作業が完了するように順路を決めて除雪していますので、ご協力をお願いします。

Ｑ３：ゴミステーションや消火栓に雪を置かれた。

Ａ３：ゴミステーションや消火栓などには雪を押さないよう配慮して除雪をしておりますが、全く入らないように除雪することはできません。目印の旗などを設置していただくなど、雪が入りにくくするためのご協力をお願いします。

Ｑ４：除雪によりガードレールやブロック塀が破損した場合は？

Ａ４：市でもパトロールを実施していますが、全てを把握することは困難です。破損を発見した際は道路維持課までご連絡願います。除雪が原因で破損した場合は除雪業者が修理を行います。

Ｑ５：凍結防止剤を町内会にも配布してもらえるのか？

Ａ５：町内の坂道などに散布する際には配布可能です。藤元町除雪基地まで取りに来てください。

Ｑ６：支障木や倒木の処理は誰がするのか？

Ａ６：雪の重みにより枝が垂れ下がったり、倒木により除雪に支障が出ても、個人所有の木の場合は市で対応できません。木の所有者に伐採等の処理をお願いすることになります。沿線の方には除雪期間前に枝払いなどのご協力をお願いします。しかし、緊急時や除雪車両に損傷の恐れがある場合は、市や除雪業者で伐採、処理する場合があります。

Ｑ７：河川に排雪してもよいのですか？

Ａ７：河川には排雪できません。同様に流雪溝以外の道路側溝、排水路などにも排雪はできません。排雪により川の水が堰き止められ、越水して被害が出た場合は、責任を追及される場合があります。

Ｑ８：自宅の敷地の雪を道路上に出してもよいのですか？

Ａ８：除雪作業の支障となるため、道路には出さないでください。また、道路法により、交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならないと定められています。排雪した雪により事故が発生した場合は、責任を追及される場合があります。

Ｑ９：除雪車がなかなか来ない。

Ａ９：深夜から除雪作業は開始していますが、除雪車１台あたりの除雪距離も長く、早朝の降雪状況などにより、どうしても間に合わない場合があります。市では午前７時までに除雪を完了するように努力しますので、ご理解くださるようお願いします。

Ｑ１０：消雪パイプの水が出ない時間がある。

Ａ１０：東北電力との契約により、午後２時～３時と午後４時～５時の１日２時間は電気の供給がストップされるため、消雪パイプから水が出ません。

新潟県柏崎市道路除排雪費補助金のご案内

［補助対象事業と経費］

補助対象事業について

①　国・県道を除く道路（市道、法定外道路、公衆用道路、農道で駐車場や施設内の場内道路は除く。）において、町内会等が行う除雪又は排雪作業





②　上記道路の除雪により、道路敷地外に集積された雪山を処理するために、町内会等が行う排雪作業





③　町内会等が実施する屋根雪下ろし等により、道路上に集積された雪山を処理するために、町内会等が行う除雪又は排雪作業

補助対象路線について

〇補助対象となる道路

市道（車道、歩道）、法定外道路、公衆用道路、農道

×補助対象とならない道路

公営住宅や集合住宅の駐車場、集会所やゴミステーション等の敷地、個人の敷地内の道路

（注）公営住宅内の駐車場の通路は、民間の集合住宅の駐車場と同様に施設の利用者が除排雪するべきであるため、補助対象外としています。

補助対象経費について

〇補助対象となる経費　＝　機械借上げに係る経費

作業機械のリース・レンタル料、機械損料、運転手の人件費、燃料費、消耗部品費、保険料、その他運転に必要な一切の経費

×補助対象とならない経費

人力作業（スノーダンプ等）に係る人件費を含む経費、交通誘導員や作業補助員等の人件費を含む経費等、作業機械に直接関わらない経費、修理に関する経費

［補助対象期間と補助金］

補助対象期間について

毎年１２月１日から翌年３月３１日まで

（注）除排雪作業を実施する日までに、**事前に**計画書の提出が必要です。
申請は、毎年１１月から受付けています。
除雪路線の追加や排雪が必要となった場合は、随時受付けます。

補助金について

事業費の７５パーセントの額（1,000 円未満は切り捨て）

例：事業費が 150,000 円の場合
補助金の額は　事業費 × 75% ＝　112,500 円 →　**112,000 円**
（1,000 円未満切り捨て）

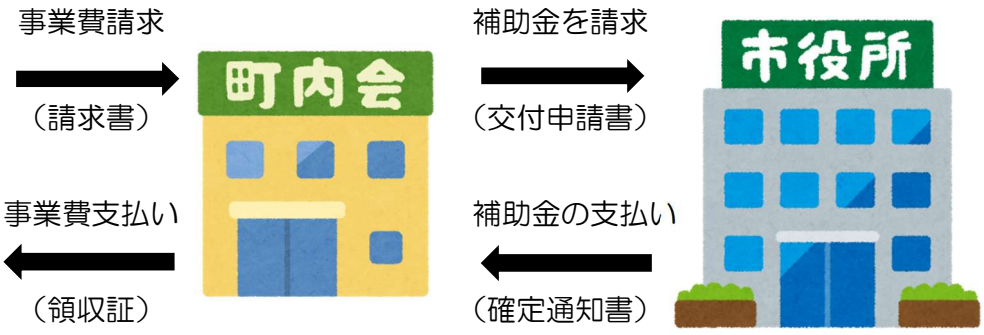
補助金については、**町内会の指定口座に支払われます。**
（除雪事業者に直接支払うことはできません。）

除雪事業者
（〇〇建設、△△組）



□□町内　除雪協力隊
（個人でも可）





［道路除排雪費補助金の利用状況］

近年の補助制度の利用状況について

令和 ３ （2021）年度	申請数 185 件	補助金交付額	38,894,000 円
	（平均交付額	210,000 円／件）	
令和 ４ （2022）年度	申請数 216 件	補助金交付額	40,767,000 円
	（平均交付額	189,000 円／件）	
令和 ５ （2023）年度	申請数 206 件	補助金交付額	25,109,000 円
	（平均交付額	122,000 円／件）	
令和 ６ （2024）年度	申請数 210 件	補助金交付額	41,458,000 円
	（平均交付額	197,000 円／件）	
令和 ７ （2025）年度	申請数 245 件	補助金交付額	78,488,000 円
	（平均交付額	320,000 円／件）	

（注）１つの町内会から、路線ごとに複数申請された件数を含んでいるため、申請数＝町内会数ではありません。

［町内会長の皆様へのお願い］

除雪作業により路肩に集められた雪が多くなると、家屋や車庫、駐車車両を損傷させるおそれがあるため、以降は市の除雪機械での除雪作業が困難となります。

町内会内の生活道路において、異常降雪や連続降雪により、市の除雪機械では安全に除雪作業ができなくなった場合、町内会での除排雪作業をお願いいたします。





◎詳細については、「新潟県柏崎市道路除排雪費補助金交付要綱」を必ず確認してください。要綱は柏崎市のホームページから確認することができます。

◎申請書は柏崎市のホームページからダウンロードすることができます。
また、オンライン申請することもできます。

◎問い合わせ：柏崎市 都市整備部 道路維持課 道路維持係
TEL 0257-21-2283 FAX 0257-23-5116

【注意点】

１　提出書類について

・道路除排雪計画書の提出は、班や路線で分ける等、複数枚にならないように一覧表等を用い、なるべくまとめて提出をお願いします。

・道路除排雪費中間報告（１２月、１月実績）は、ＦＡＸ、電話、直接ご持参でお願いします。除雪がなかった場合でも、「なし」と記入し提出・連絡をお願いします。
令和９（２０２７）年２月５日（金）までに報告をお願いします。
毎年、提出が遅い町内会がありますので、ご注意ください。

・道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）様式が令和６年度に変更しています。昨年度も旧様式のまま提出する町内会がありましたので、申請書作成は今回添付してある申請書を使用してください。

・道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）の補助金の額は、１，０００円未満を切り捨てた金額で記入してください。

・道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出は、必ず除雪者の領収書等の写しを添付してください。

・写真の提出は、作業前、作業後で２枚１組の写真を３回出動に１回の割合で撮影してください。また、路線図と写真の整合をとるため、任意の番号等を付けて整理してください。

・道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）の提出期限は、令和９（２０２７）年３月３１日（水）までとします。その後に提出されても受付できない場合があります。
なお、間に合わない場合は、事前に道路維持課へご相談ください。

【よくあるご質問】

Ｑ１：申請（補助）の対象になる積雪基準（何ｃｍ以上など）はありますか？
Ａ１：市の車道除雪出動基準と同様に、積雪１０ｃｍ以上での作業が対象になります。

Ｑ２：除雪契約単価について、市の基準や標準単価はありませんか？
Ａ２：市からの提示はできません。作業条件（地域性、道路状況、作業量など）によって異なるため、一概に単価を定めることはできません。
町内会と契約者との間で、適正な単価設定、契約をお願いします。

Ｑ３：業者ではなく個人との契約も対象になりますか？
Ａ３：対象になります。

Ｑ４：小型除雪機械整備事業で共同購入した機械で、除雪を行っても除排雪費補助の対象になりますか？
Ａ４：対象になります。ただし「道路」に限定されます。

Ｑ５：機械借上げ費以外に燃料代やオペレーター代は補助の対象になりますか？
Ａ５：対象になります。それらを勘案し、除雪単価（時間単価）を設定してください。

Ｑ６：写真の撮影頻度は？
Ａ６：除雪前、除雪後の２枚１組の写真を３回出動につき１回の割合でお願いします。

Ｑ７：河川に排雪してもよいのですか？
Ａ７：河川には排雪できません。

Ｑ８：昨年度、道路除排雪計画書を提出したが利用はなく、今年度も利用は未定だが計画書は提出した方がよいのですか？
Ａ８：実績報告書のみでは支払いができないため、利用の有無が未定でも計画書の事前提出をお願いします。

Ｑ９：町内除排雪で作業した除雪機械が故障した場合に、修理に関する補助制度はありますか？
Ａ９：修理に関する補助制度はありません。町内会や組合の負担で修理をお願いします。

第１号様式（第７条関係）

道　路　除　排　雪　計　画　書

令和　　年　　月　　日

柏崎市長　　様

町内会等名

申請者　代表者住所

代表者氏名

実　施　地	柏崎市　　地内
道路名及び 形状（延長×幅員）	
実施予定日	令和　　年　　月　　日 から 令和　　年　　月　　日まで
実施業者名 及び連絡先	ＴＥＬ　　－
使用機械（機種）及び 概算見積り（時間単価）	
実施箇所略図	
＊現場確認の意見、 諾否の判定など	

令和８年度（２０２６年度）道路除排雪費中間報告
（１２月、１月実績）

道路維持課道路維持係　宛
ＦＡＸ：２３－５１１６
ＴＥＬ：２１－２２８３

町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

月別内訳表

月	除雪日数	事業費（円）	備　考
１２			
１			
計			

上記月別内訳表を記入し、道路維持課へＦＡＸもしくは直接ご持参ください。
ＦＡＸなどが難しい場合は、お電話での連絡をお願いします。
除雪がなかった場合でも、「なし」と記入し提出・連絡をお願いします。

令和９年（２０２７年）２月５日（金）までに提出・連絡をお願いします。

第２号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

柏崎市長　櫻井　雅浩　様

町内会等名

申請者　代表者住所

代表者氏名

令和　　年度　道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）

道路除排雪費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　事業箇所　　柏崎市　　地内

２　実施期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日まで

３　事　業　費　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　補助金の額　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

月別内訳表

月	除雪日数	金　　額　（円）	備　　考
１２			
１			
２			
３			
計			

５　添付書類　　領収書及び請求書の写し　・　明細書　・　実施写真

振込先口座の通帳（表と見開き）の写し（市政協力事務費口座と違う場合）

道路除排雪費補助金については、次の口座に振り込んでください。

□　市政協力事務費振込口座（下記金融機関名等の記載は必要ありません。）

□　市政協力事務費振込口座とは別口座（下記の金融機関名を記載してください。）

金融機関名 銀行・農協 信用金庫 信用組合 本店・支店 支所・出張所	預金種別 普　通　・　当　座 口座番号 No.＿＿＿＿＿＿	口座名義人(フリガナ) 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

第１号様式（第７条関係）

除雪が始まる前に提出願います。

道　路　除　排　雪　計　画　書

令和〇〇年　〇〇月　〇〇日

↑実施予定日より前の日付になります。

柏崎市長　櫻井　雅浩　様

町内会等名　〇〇町内会

町内会長名義で
申請してください。

申請者　代表者住所　柏崎市〇〇123-1

代表者氏名　〇〇　〇〇

実　施　地	例）柏崎市　〇〇町　地内 〇〇一丁目　地内　等
道路名及び 形状（延長×幅員）	・市道柏崎〇－〇号線　延長：〇〇m　幅員：〇〇m ・私道　・公衆用道路　等　↑おおよそで大丈夫です。
実施予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 補助対象期間は 12/1～翌年 3/31 までです。
実施業者名 及び連絡先	〇〇　〇〇 （１名の場合はここに書いていただく。複数名の場合は別紙。） TEL　〇〇－〇〇〇〇
使用機械（機種）及び 概算見積り（時間単価）	例）ヤンマー・〇〇　コマツ・８ｔ　等 〇〇〇円（業者や個人に支払う金額の時間単価）
実施箇所略図	ここに描いていただくか、「別紙参照」として 地図の写しに除雪箇所をマーカーで引いてもらったものを 添付してください。
＊現場確認の意見、 諾否の判定など	

第２号様式（第７条関係）

「もう除雪は出ないな」と思ったら、
早めの提出をお願いします。

令和〇〇年　〇〇月　〇〇日

柏崎市長　櫻井　雅浩 様

町内会長名義で
申請してください。

申請者　町内会等名　〇〇町内会
代表者住所　柏崎市〇〇123-1
代表者氏名　〇〇　〇〇

令和　〇　年度道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）

道路除排雪費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

不安な場合は、鉛筆でご記入いただいてかまいません。

1　事業箇所　柏崎市　〇　〇　地内
2　実施期間　〇〇年　〇〇月　〇日～　〇〇年　〇月　〇〇日まで
3　事　業　費　￥〇〇〇〇〇<-（総額）
4　補助金の額　￥〇〇〇〇〇　（総額の７５％から 1,000 円未満を切捨てした金額）

月別内訳表

月	除雪日数	金　額	備　考
１２	〇日	１２月総額	〇〇日、〇〇日（出動した日）
1	〇〇日	１月総額	〇日、〇日、〇〇日、〇〇日
2	〇〇日	２月総額	〇日、〇日、〇〇日、〇〇日
3	〇日	３月総額	〇日、〇日、〇〇日、〇〇日
計		-- 総額	

除雪前・後の２枚を、出動３回につき１回の頻度で撮影をお願いします。

5　添付書類　領収書及び請求書の写し　・　明細書　・　実施写真

振込先口座の通帳（表と見開き）の写し（市政協力事務費口座と違う場合）

市政協力事務費口座への振込の場合は、通帳の写しは不要です。

道路除排雪費補助金については、次の口座に振り込んでください。

□　市政協力事務費振込口座（下記金融機関名等の記載は必要ありません。）
□　市政協力事務費振込口座とは別口座（下記の金融機関名を記載してください。）

金融機関名	預金種別	口座名義人(ﾌﾘｶﾞﾅ)
銀行・農協 信用金庫 信用組合 本店 支店・支所	普　通　・　当　座 口座番号 No.	４月に振込先の名義人が変更となる場合は、事前にご相談ください。 氏名

町内会の口座をご記入ください。

市政協力事務費口座への振込の場合は、記載は不要です。

道路除排雪費補助金交付申請書（兼実績報告書）チェックリスト

□様式が最新のものか。（事前配布書類の確認）

□補助金の額は事業費の７５％（1,000 円未満切り捨て）になっているか。

□請求書または稼働明細書はついているか。

□個人除雪者、除雪業者に支払った領収書（写し）はついているか。

□領収書に押印はあるか。

□実施写真（除雪前、除雪後）はついているか。

□振込口座の記載欄は通帳と一致しているか。

※市政協力事業費口座に振り込む場合は、記載不要。

□振込口座の通帳（表と見開き）のコピーはついているか。

※市政協力事業費口座に振り込む場合は、通帳のコピーは不要。

以上をご確認の上、ご提出ください。

※記載事項に訂正があった場合、訂正印が必要になります。

町内会長印または認印をご持参ください。

■小型除雪機械整備事業補助金制度のご案内

道路の幅が狭く、除雪車が入れない市道などを除雪するための小型除雪機械を共同購入する場合、購入費用の５０パーセントを補助する制度です。

１　対象機械・・・購入費が５０万円以上の小型除雪機

※　購入費が１５０万円を超えるものについては、補助対象額が１５０万円となります。
※　除雪専用の機械が対象です。
　　トラクターの除雪用アタッチメントなど汎用できるものは対象外です。

２　対象者・・・町内会または地域に住む３世帯以上で構成される組合

※　申請はすべて町内会名義になります。
※　組合で申請する場合は、事前に町内会と協議してください。
※　個人購入は対象になりません。

３　補助金額・・・購入費の５０パーセントの額

※　補助金の限度額は７５万円です。

４　申請方法・・・申請書を直接、市役所４階道路維持課道路維持係へ提出してください。

※　申請書は、道路維持課の窓口にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、オンライン申請も可能です。

５　申請期間・・・４月号の広報かしわざきでお知らせし、募集を開始します。
申請〆切は、８月３１日です。
但し、予算上限に達した時点で募集を終了します。
※今年度の申請期間は、終了しています。

路線バス 高齢者専用回数券を販売

対 65歳以上で、南鯖石、高柳地区に居住する方

▶回数券の種類と販売価格

● 100円券（12枚つづり）＝500円

●セット回数券（100円券×9枚、10円券×20枚）＝500円

▶販売…柏崎市商工会高柳事務所

▶販売期間…令和9（2027）年3月下旬頃まで

▶対象の路線バス…越後交通㈱が市内で運行する路線バス、市街地循環バス　※市町村をまたぐ路線は市内バス停での乗降のみ対象。

▶注意…●回数券の使用期限は令和9（2027）年3月31日㈬

●回数券を購入できるのは利用する本人のみ

●購入の際は保険証などの身分証明書の提示が必要

●回数券は払い戻し不可

●回数券だけでは運賃が不足する場合は現金を足してください

問 企画政策課
TEL 21-2321　FAX 22-5904

庭などの獣類被害を防ぐ柵の資材購入費を補助します

▶注意…購入前に必ずお問い合わせください。

▶補助対象経費…イノシシやハクビシンなどの獣類被害対策として宅地内の庭や菜園などに設置する、被害防護柵の資材購入費

※農地に設置する場合は対象外。

▶補助対象柵…電気柵、防護柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン柵、ネット柵またはそれらの複合柵

※資材は、市内の店舗または事業者から購入したものに限ります。

対 市税の滞納がなく、次のいずれかに当てはまる方

●市内に住所がある個人

●市内に事務所・事業所がある個人・法人

●町内会

▶補助率…補助対象経費の2分の1以内（補助上限額あり）

※予算額に達し次第終了。

問 環境課
TEL 21-2279
FAX 23-5116

小型除雪機械の共同購入費を補助します

対 除雪車が入れない市道などを除雪するために小型除雪機械を共同購入する町内会または3世帯以上で構成される組合員

※申請は全て町内会名義。組合で申請する場合は、事前に町内会と協議してください。

▶補助金額…購入費の50%（上限75万円）

※購入費が50万円以上のものに限る。

申 8月31日㈪までに申請書を窓口へ

※申請書は市役所4階道路維持課にある他、市HPに掲載（オンライン申請も可）。

※申し込み多数の場合は、審査で決定。

※申し込み状況により申請期限を延長する場合があります。

問 道路維持課
TEL 21-2283
FAX 23-5116

アトム情報　放射線の基礎知識

問防災・原子力課
TEL21-2323　FAX21-5980

放射線・放射能とは

▶放射線…放射性物質などから放出される高いエネルギーを持った粒子や電磁波のこと。放射線を五感で感じることはできません。

▶放射能…放射線を放出する能力のこと。放射能を持つ物質を放射性物質といいます。

放射線・放射能の単位

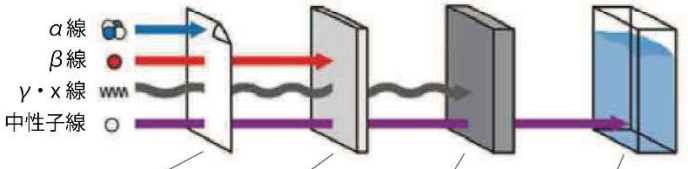
●ベクレル（Bq）
＝放射能の強さを表します。

●グレイ（Gy）＝放射線が物質や人体にどれだけ吸収されたかを表します。

●シーベルト（Sv）＝放射線が人体に与えた影響の大きさを表す単位。がんや遺伝性の影響の度合いを表します。

放射線の種類と性質

主な放射線は、アルファ（α）線、ベータ（β）線、ガンマ（γ）線、エックス（X）線、中性子線などがあります。どれも物質を通り抜ける力（透過力）があります。透過力は種類によって違いますが、適切な材料や厚さを選ぶことで遮ることができます。



α線を遮る	β線を遮る	γ線・x線を弱める	中性子線を弱める
紙1枚	アルミニウムなどの薄い金属板	鉛や鉄の厚い板	水やコンクリートなど

【よくあるご質問】

Ｑ１：小型除雪機の補助制度を利用して購入した除雪機は、市道しか除雪できませんか？

Ａ１：広報の記事では「市道など」としています。補助金の性質上「公共性」を基本に判断しています。申請時の事業計画書に除雪計画位置図の提出をお願いしています。

除雪可能　○：市道、赤道、公衆用道路、農道、集会場、ゴミステーションなど

除雪不可　×：個人の宅地内の道路、個人の駐車場

だたし、この機械で町内除排雪の補助を受けようとする場合は、「道路」に限定されますので、それ以外の箇所を除雪しても補助対象外となります。

Ｑ２：町内会か３世帯以上で構成される組合とあるが、規約などの整備は必要ですか？

Ａ２：規約などの整備は不要ですが、申請時の事業計画書に共同利用者（組合員）名簿を提出していただきます。

Ｑ３：３世帯は除雪計画位置（道路など）に隣接している人でなければだめですか？

Ａ３：隣接していない人でも大丈夫です。町内会の役員や、同地区の住民の方でも大丈夫です。多い町内会では１０名程度を組合員として申請しているところもあります。

Ｑ４：小型除雪機の補助制度を利用して購入した除雪機で、町内除排雪の補助申請しても補助対象となりますか？

Ａ４：補助対象となります。ただし、「道路」に限定されます。

Ｑ５：小型除雪機の補助制度の申請件数が多い場合、先着順となるのでしょうか？

Ａ５：原則、先着順となります。

（予算を超えた申請があった場合は、以前利用していただいた町内会に辞退していただく場合があります。）